

滋 教 委 生 第 4 7 8 号
平成21年(2009年)10月13日

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会会長 様

滋 賀 県 知 事 嘉 田 由 紀 子

今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について(諮問)

「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想(第4次)」の策定にあたり、滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱(昭和63年12月4日施行)第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

(趣旨)

本県では、平成18年3月に策定した「学びあう楽しさ 生かし役立つ喜び - 滋賀の生涯学習社会づくり基本構想 -」に基づき、県民をはじめ地域、民間団体・NPO、学校・大学等、企業・事業者、社会教育施設等および行政といった各主体がそれぞれ主体的に取り組むとともに相互に連携・協働を図りながら、生涯学習社会づくりを推進しているところです。

今日、個人の価値観が多様化するとともに、地域社会へ主体的に参画しようという意識も醸成されつつあることなどから、多様なNPOが組織され、ボランティア活動も含め、そうした「民」の活動が地域における学習機会や学習成果の活用の場の提供に貢献することが期待されます。他方、少子高齢化の進行、核家族化や都市化の進展に伴う人間関係の希薄化、経済危機とそれに伴う雇用情勢の悪化、そして地方自治体の厳しい財政状況など、新たな社会的課題も生じています。

折しも、平成18年12月に改正された教育基本法には生涯学習の理念と生涯学習社会の実現、家庭教育などが新たに規定されました。また、平成20年6月には社会教育法、図書館法および博物館法が改正され、国および地方公共団体の任務として生涯学習の振興に寄与することが新たに規定されました。

これらの動向からも、生涯学習社会づくりへの取り組みの重要性はますます高まっていると考えられ、県民みんなで共有できる、時代に即応した指針を検討することが必要です。

そこで、本県においては、平成19年12月に策定された「滋賀県基本構想」および、平成21年7月に策定された「滋賀県教育振興基本計画」と整合を図りながら、平成23年度から平成27年度までの滋賀の生涯学習社会づくりを、県民をはじめ、色々な主体が連携・協働して推進するための指針となる次期基本構想を策定したいと考えております。

以上の点を踏まえ、貴協議会の意見を求めるものです。